

令和7年第9回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 7年 9月 8日
筑紫野市役所 504会議室

1 開会日時及び場所 令和7年9月8日 午後3時00分
筑紫野市役所（504会議室）

2 閉会日時 令和7年9月8日 午後4時05分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

天本京子、平山初枝、主税保徳、萩尾博道、檜木眞貴子、田中保憲、中山榮二、
田川秀雄、八尋美智子、松田晃、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾隆徳、稗田康生、坂井千代子、勝山眞二、山内徳雄、吉田茂、
井上欽弘、渡邊茂樹

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

米元義広

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣

事務局農地担当係長 黒屋 和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	27号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	28号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について
議案第	26号	農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第	27号	農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について
議案第	28号	非農地証明願について

農政

議案第	16号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について
-----	-----	--

令和7年第9回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：おそろいですので、時間は若干早いですけど始めていきたくと思いますので、よろしくをお願いします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第9回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、5番委員、檜木委員さん、6番委員、田中委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をよろしくお願いいたします。

では、まず1ページをお開けください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について報告をいたします。

事務局よりよろしくお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田3,049平米、合計3,049平米。届出の事由は相続。あっせんの希望は、なしでございました。

番号2。届出者、福岡市早良区□□、□□。届出地の表示、□□外6筆。地目、地積に関しましては、田3,145平米、畑506平米、合計3,651平米。届出の事由は相続。あっせんの希望につきましては、なしでございます。

続けて、番号3。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外4筆。地目、地積に関しましては、田6,349平米、合計6,349平米でございます。届出の事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま、3件につきまして報告がございました。質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

2ページから3ページを見てください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第28号、議案書のとおり農地の転用届出が5件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、大阪府大阪市北区□□、□□、□□。譲渡人、古賀市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑429平米、合計429平米。届出内容につきましては、転用目的が戸建て住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て3棟。工事期間は令和7年11月1日から令和8年10月31日までとなっております。受付月日は令和7年8月6日でした。

続けて、番号2。譲受人、福岡市博多区□□、□□外1名。譲渡人、福岡市中央区□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、田230平米、合計230平米でございます。届出内容は、転用目的が戸建て住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和7年11月1日から令和8年4月1日までとなっております。受付月日は令和7年8月19日でした。

番号3。譲受人、熊本市中央区□□、□□、□□。譲渡人、大分市□□、□□外3名。届出地の表示は、□□外1筆。地目、地積に関しましては、田102平米、畑665平米、合計767平米でございます。届出内容は、転用目的が資材置場。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和7年10月1日から令和7年12月31日まででございました。受付月日は令和7年8月20日でした。

番号4。譲受人、熊本市中央区□□、□□、□□。譲渡人、大分市□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、田36平米、合計36平米でございました。届出内容は、転用目的が資材置場。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和7年10月1日から令和7年12月31日までとなっております。受付月日は令和7年8月20日となっております。

次のページ、3ページをお開きください。

番号5。譲受人、福岡市博多区□□、□□、□□。譲渡人、福岡市城南区□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、田117平米、合計117平米でございます。届出内容は、転用目的が宅地造成。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和7年11月1日から令和8年11月30日までとなっております。受付月日は令和7年8月25日でした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま、5件について報告がありました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

議案第26号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について議題といたします。

1 番につきまして、10番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：番号1。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑329平米、合計329平米。異動内容、申請理由、相手方要望。契約内容は贈与となっております。

5 ページの字図を見ていただいたら分かると思います。□□線からちょっと入り込んだ場所になります。ちょうど□□と筑紫野市の市境付近になります。

6 ページを見てもらったら、赤で囲ってある左上ですね、□□、ここは自宅になって、家の近所で、前から野菜とかを作っており、譲渡人のほうが兄弟になるので、もうそのまま続けて、借りてしてあったのをもう贈与でもらって野菜を作るということでもあります。

以上、報告を終わります。

崎議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見等ありましたらお願いします。ございませんか。

(なし)

○議長：では、ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2 番に移ります。

2 番につきまして、地区担当委員の4 番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：番号2 番。譲受人、太宰府市□□、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□。申請地の場所が□□。田んぼ、82平米。申請理由、相手方要望。契約内容は贈与。

これは□□のちょうど高速道路よりの農地になります。これは親子、親御さんで、□□のおじいちゃん、□□さんから孫の□□さんのほうに順渡りで□□さんのほうに回って、譲受人が最終的には□□さんになっております。贈与ですので問題なくできると思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：では、ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、9ページをお開けください。

議案第27号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について議題といたします。

1番について、地区担当委員であります8番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひします。

○委員：番号1番。譲受人住所氏名、粕屋郡□□、□□。譲渡人住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地目と地積、畑770平米、合計770平米です。申請内容、転用目的、資材置場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和7年11月1日より令和7年11月30日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内訳、自己100%。開発許可、不要。用排水処理、該当なし。都市計画区域、市街化調整区域となっております。

所在の場所は10ページと11ページになります。

場所は、□□線を□□駅から□□道のほうに向かう途中に、□□を渡ったところにセブンイレブンがあります。そこから左に曲がって二つ目の通路をまた左に曲がったところが11ページになります。そこを、今回届出がありましたので、8月14日、現地確認と、□□地区の区長に審議内容を報告し、近隣住民の方の説明も行いました。現在、東区でボーリング、要するに試掘調査関係の仕事をされておられましたが、その土地が立ち退きのために今回土地を探されておられましたので、岡田から移転ということで探されておりました。

資材置場については、水とかトイレとかそういうところは使用しないということになっております。それから、また置物としては、機械関係、試掘の機械等、パイプ類、車の駐車場などの目的で使用されるというふうに聞いております。

以上です。御審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございました。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：まず、議案書のほうにですけれども、地区担当委員の8番委員の□□さんのお名前が

載せ忘れておりましたので、申し訳ございません。

あと、補足になりますけども、用排水処理のところでは該当なしということになっています。水利組合は解散しているために水利関係の承諾書というのはついておりませんが、書類の中に隣地承諾の用紙がありますので、その中には若干条件をつけての承諾ということになっていましたので、お伝えします。今計画されている排水経路とかの変更とかそういったものを設置する場合、それから、土地利用計画図、工事内容の変更、それから、周辺農地に損害が発生した場合には速やかに承諾を得るなり補償することということで書いてあります。あと、工事期間中につきましても、騒音・振動の発生を最小限に抑えることということで条件がついておりましたので、補足説明させていただきます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。

2番につきましては、職務代理者の□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○副会長：番号2。譲受人、筑紫野市□□。□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、田2,386平米、合計2,386平米。申請内容、転用目的、建築条件付宅地分譲5区画、資材置場。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て、盛土、整地。工事期間、令和7年10月5日から令和8年5月25日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内訳、自己100%。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、区域外。

これはもう既に、前々回ぐらいですかね、□□と書いて、□□と書いて□□というのですが、□□のこの□□が譲受人として8月の定例会でこれがもう承認されていたんですが、県の許可まで行っていたんですが、手を下ろしたということで、ここを開発する予定の□□が直接これに今回手を挙げてきたと、譲受人として、という案件です。

確認の意味で、12ページに位置図がありますが□□の近くで、13ページにちょっといびつな□□というのがこれが5区画で、一番上の□□というのが資材置場、ここがちょっともう建物を建

てるような状況ではないですので、ここは資材置場になっています。ずっと下に下っていきますと□□というのがありますが、ここには既に家が建っております。この辺、水路とか道路関係もいろいろ開発しなければならない部分はまだあるんですけど、県の許可もこの辺は下りるということで聞いておりますので、改めてこの□□はここに取り組むということでの申請になっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：用排水処理のところですけど、承諾書添付ということですが、内容につきましては水利関係承諾書のほうには無条件承諾ということでしたので、報告いたします。

以上です。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件について質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、14ページをお開けください。

議案第28号、非農地証明願について議題といたします。

まず、説明をいただく前に、事務局から非農地の判断マニュアル等について説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局：今回、□□地区で4件の非農地証明願が出ています。いずれも、実質同じ所有者からの申出ということになっています。

個別審議に入る前に、本日お配りさせていただいていますこの当日配付資料の非農地判断マニュアルというものを準備していただきまして、この内容を説明させていただきたいと思います。こちらは、令和4年8月に、そこの表紙に書いています全国農業委員会ネットワーク機構、それと一般社団法人全国農業会議所が作成したものになります。

3ページをお開きください。3ページの下の方に表があります。一番下の段に、見出しのところ、再生利用が困難な農地と書かれている部分を今から説明します。この再生利用が困難な

農地、ここが非農地判断の対象となります。判断の例、右側を見ていただくと、まず、「林野化しており農地に復元するのがかなり困難なもの」とそれと「下記状況により、農地として復元しても継続して利用が見込めない農地」と書いてあります。さらに、その下に具体的な事例として、まず、「①周囲の山林、建物等により日照が妨げられ、作物の生育に著しい障害が予想されるもの」それから「②周辺の山林化等により隔離され、当該農地に至ることが著しく困難なもの」「③周辺の開発により、農業用機械が当該農地に至ることが困難なもの」こういった3点が書かれています。

では、具体的にどういったものかというのは、次の4ページに事例があります。写真つきで書いています。まず、4ページですけども、そこに①雑木が複数存在し、全体的に山林化しているということで、現況の写真が載っています。

次に、5ページを御覧ください。上のほうに②一部が山林化しており、山に隣接しているということで、括弧書きで書いていますが鳥獣被害も多いということで、農地の形がもう分からなくなっている状態。下に行きます。③小さく異形であり、復元しても継続して利用することが見込まれないということで、残地みたいな感じで、高低差もあって使いづらいというところです。

続いて、6ページ、上に④周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込まれないと書いています。ここを仮に開墾できたとしても、周りからの種子とか竹みたいなものとかが数年たつてまた浸食してくるような見込まれないところ。それから、最後になりますけど、⑤周辺の開発等により機械の進入が困難ということで、ずっと開拓、開発されていびつな形で残ったような農地、こういったところが非農地というふうに判断できるというふうに考えられています。

続いて、7ページをお開きください。Ⅲ非農地判断の実施の流れとタイトルが書いていますけども、1.利用状況調査の実施（農地・非農地の判断）ということが書かれていますけど、その（1）の本文の2行目に書いていますが、「農地利用最適化推進委員、農業委員（以下「推進委員等」という。）」ということが書かれていますけど、それらの者が3人以上で利用状況調査を実施し、その結果に基づくということになっています。さらに下のほうですけど、「また」と書いてるところから、「3人以上の委員等により利用状況調査が行えない場合には、現地の写真を撮影するなどして調査後に3人以上で協議を行い判断することも可能である」というような形にまとめられています。

今回、今から審議していただく内容につきましてもそうなんですけども、非農地が今回対象になっていますけど、農業委員会で審議する案件は事前にこういった形で確認していただく必要がありますので、このマニュアルを参考にして地区の意見のすり合わせをお願いしたいと思います。

引き続き個別案件の審議をお願いします。

○議長：それでは、1番から4番全部まとめて説明をいただきたいと思います。

説明に当たりましては、地区担当委員であります□□委員さん、よろしくお願ひいたします。

○委員：□□地区の農業委員、□□、私、□□と、□□さんと□□さん、3人で現地調査しました。その内容が、これは事務局が撮られた写真だと思いますけど、軽自動車に乗った、写った現場写真があります。これで見ますと、山奥みたいに見えますけれども……。

○議長：□□委員さん、すみません、先にこちらを読み上げていただけますか。議題2としてじゃなくて。すみません。

○委員：さっきの……。

○議長：これを、14ページを先に読み上げていただいて、そして今お話の内容をお願いいたします。

○委員：1番。申請人、三重県□□、□□。申請地の表示は、□□。田、1,831平米。当該地は耕作放棄地となっているため、現況は雑種地となっているということです。

2番目……。

○議長：すみません、私が間違えておりました。□□さん、申し訳ない。1番はちょっと別にしななければいけなかったですね。申し訳ありません。では、1番だけ先にさせていただきますので。

ほかに何か説明する部分はございますか、1番について。ようございますか。

○委員：ほかのこの3件、一緒に……。

○議長：1番の件。で、2、3、4は後でします。

○委員：はい。

○議長：すみません。

○委員：あくまでも、この□□氏が3条の条件である許可はもらっておいて、その後にあそこの非農地証明ということで申出があります。

○議長：すみません、ちょっと私の言い方が悪い。1番だけを先にさせていただきたいと思ひます。そして、2、3、4は後で別にしますので、1番だけを説明お願ひいたします。よろしいですか。一応、読み上げていただいた分ではよろしいですか。

○委員：はい。

○議長：いいですかね。

では、事務局より補足をお願いしましょうか、ありましたら。

○事務局：1番に関してでしたら、一応、読み上げていらっしやらなかった備考欄のところを読み上げます。令和7年5月9日、□□氏に対し3条許可済みということで、現在所有権移転申請中ということで、申請人の名前が前の方の名前で書いてあるということなんですけど、案件としてはほかの1から4番までと同じものでございます。あと、現地の写真、1枚目につけていますけど、こちら□□の部分が1番目の状況でございます。

備考欄にも書いてありましたように、1番につきましては令和7年4月9日に受け付けまして、委員会としては5月7日に開かれた農業委員会に諮りまして、5月9日に許可を出しているものでございます。ちょうど皆さんが就任というか第1回目の農業委員会に参加されたときの議案になりますけれども、そのときに3条申請で□□さんのほうに所有権が移った案件を今回非農地として上げてあります。

以上で補足を終わらせていただきます。

○議長：すみません、ちょっと私がとちりましたが、合わせて今から2番から4番を説明方お願いいたします。

○委員：さっき事務局から言われました内容と重複しますが、1番の□□はJR□□駅の□□の反対側の農地になります。JRの沿線の真横になります。これ、□□のビル、四、五階建てのビルが見えますように、電柱があるところがJR九州の鹿児島本線、それで、近くにあるのは、もう近くの田んぼの持ち主の農地転用された福祉施設になっております。現地を見に3人とも行きましたけども、現況はトラクターとか何とかですけば田んぼとして使えるような状況です。私もここはよく知っているんですけど、私の知り合いの人がよく何年に一回草をばあっと刈ってありましたので、ここはうちの爺さんの土地と言ってから。だから私が今してきてやっているということで、二、三年前まではよくしてあったけど、この頃はもう遠のいているみたいですが、雑草としてはそんなにまだ伸びていないから、去年から一回は切つてあるみたいです。

2番……。

○議長：一応読み上げていただけますか、2から4まで。併せてお願いします。

○委員：2番。大野城市□□、□□。□□外1筆。4,036平米。これは、農業機械が乗り入れできず耕作不能のため、現況は雑種地となっているということです。

これは、早く言いますと、その前任者は□□さんと言って、JRに行つてあった□□の□□さんがしてあった住宅で耕作してあったんですけども、□□さんがやめられて、□□というのが□□だったんですけど、仕事を請け負って、大型機械で40馬力、50馬力の大型の機械を持ってきてすいていたんですけど、やっぱり機械が埋まるといったことで、本人は耕作不能のためということで書いていますが、過去休耕したことがないような水田ですから、不能ということはないと思うんですけどね。一応本人は出すと、この件を出すということですので、一応このページの2ページ、一丁目の□□、□□の写真、これ、もう本当に宅地、虫食い状態で宅地、周りがもう宅地なんですよ。ここ2反半ぐらいの田んぼがあったんですけども、御主人が亡くなられて、住宅でしてあった□□に買ってくれと言われたと。だから私は買いましたということで、一応売買したらしいんですけどね。その前になんで現地を見てしなかったかということも、ちょっとこれを非農地証明のときに言ったんですけどもね。やっぱりもうそうやって自分勝手に司法書士とか

行政書士とかいろいろな測量会社とか全然通さないで、自分のできることは何でもしてやろうという気持ちでやってあるものだから、だから境界石もあまり分からないし、官民境界、道路と農地の境界もできていない。将来絶対問題になるよということを言っているんですけどね、それも無視してからもうこのように書類上作ってから出しますものですから、ちょっと私もなんであなた非農地、農地を買うためにこの売買、3条申請しておいて、3条申請していて急にやぶさかには耕作できないといったことで出すから、それはおかしいじゃないかということで一応説明はしましたけど、このようにして事務局に出ている以上は提案するというので、こういう具合に出ています。写真はもう今のこの2ページ目の写真ですね。周りにはもう全部宅地で、ずっと過去休んだことのない、水田はずっと作付されております。ただ、自分が大きなトラクターが沈み込む、それはもう30馬力ぐらいのトラクターでもちょっときついかも分からないけど、その前の□□をしてあった御主人がやっぱり20馬力以下のトラクターですいてあったんですけど、そのトラクターもやっぱり沈んでおりますのでね。だから、40、50馬力のトラクターですいているけども、それでもちょっと埋まる気配でやりにくそうな感じではあるんですけど、一応作付はやってあります。

あと、3番、よろしいでしょうか。

○議長：はい、よろしく申し上げます。

○委員：大野城市□□、□□。□□外1筆。畑、1,090平米。当該地は耕作放棄地となっているため、現況は山林となっている。

これも写真を事務局は載せてあります。これは、□□、□□の真ん前に□□の販売店があると思います。□□の販売店の真裏、小高い丘になっております。その部分の、だから白い看板が見えるのは□□の看板です。その裏ですね。ここは、現に田んぼとして、見てのとおり誰か一回すいているんじゃないかなという感じで思うんですけども、これも非農地証明ということで上がっています。3人とも「これ非農地じゃないよね」って。現に田んぼ、水田じゃないかということで、ちょっと私たちもびっくりしています。

4番目は、同じ□□で、□□。当該地は出入口及び水路がなく土砂が流れ込み耕作不能となっているため、現況は雑種地となっているということになってはいますが、ここの写真も……。

○議長：一番最後のページ。

○委員：これ、写真ないね。

○議長：一番最後のページです。

○委員：これ、写真ないですね。

○議長：最後のページ。

○委員：これ。

○議長：一番下。その一番下です。

○委員：□□。

○委員：番号4って書いてある、一番上に。

○委員：この□□を見たら分かりますように、これ、田んぼを一回すいているような感じなんですよね。野放しにしていたらススキやら何やら背の高い草がもう生えているはずですから。これは夏場前に一回誰かがすいたんじゃないかなという感じで見ております。これも非農地証明。これ、大型が入らないというけど、車が止まっている一軒家がありますけど、ここが、何ていうかな、行き止まりなんです。だから、40馬力50馬力の大型トラクターが乗ってきても対応できないからということ言うじゃないかなと私は思うんですけどもね。大体農地を買うときにそういうことは考えて買うんですけどね。60馬力のような大きなトラクターを持ってきてすこうと思っただって、これはもう田んぼのほうに傷んでしまいますのでね。ちょっと無理だなんて。無理なら相談だなということで、私も事務局のほうにこういうふうにして非農地ということで上げてくれと言われますものだから、一応私のほうも、それならかけてみようと、皆さんに聞いてみようと、今回非農地に上げております。これを見られて、写真のとおりです。ほとんど現況は無理して作付できるんじゃないかなという感じで私は思っております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：参考までに、番号2から4までのそれぞれ3条の許可を取った日の受付とか許可日をお伝えします。

まず、番号2につきましては、令和5年度ですけれども、受付は令和6年になって1月4日に受け付けております。委員会は令和6年の2月7日に開きました委員会で諮りまして、令和6年2月9日に許可を出しています。

3番につきましては、令和6年度、受付は令和6年4月22日で、委員会が開かれたのは令和6年5月7日、許可は令和6年5月9日に許可を出しております。

続いて、番号4ですけれども、これは令和5年度に審議しております。受付は令和6年1月4日、委員会は令和6年2月7日に諮りまして、許可は令和6年2月9日付で出しております。

いずれにしても、農地を取得するというので、したいということで受け付けされた案件でございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

ただいま、中身が分かりづらかった部分もあるやもしれませんが、写真もありますし、今説明

を〇〇委員さんのほうからしていただいたとおりです。この件につきまして、全体で行きたいと思います。それで、質疑、意見等ございましたらぜひお願いいたします。

どうぞ。

○推進委員：2番目の番号2の写真を見ると、今現況ではもう稲が植わっているんでしょう、これ。稲が植わっているのに非農地証明を出してあるんですか。

○委員：これ稲なんですよ、これ、ビルの前。これ雑草じゃないんですよ。稲が植わっているんです。

○議長：植わっています。

○委員：もうここは田んぼは休耕したことないんですよ、今まで。だから、急にこういう具合に機械が入りにくいとかやりにくいとか言って諮ることじゃ、私びっくりして。

○推進委員：9月1日に稲を作っていて、9月のこの農業委員会に非農地証明を出してあるんですか。

○委員：だから、今までやっぱり前任者も〇〇さんという〇〇が〇〇を辞められて農業の下請、アグリと同じように請負をしてあったんですよ、この田んぼ。そして、〇〇さんがちょっと山家のほうで忙しいからもう引きますと言われて、〇〇というのが大野城市から来て、〇〇というのがこの件で受けたとたんに、農地も買った挙げ句に、農地として買っておいて、いいですか、3条で農地として農業をするからと買っておいて非農地証明と言うから、何を言っているのかと思って、ちょっと私もびっくりして。そういうことです。

○議長：今お話しいただいていますように、1番から4番は全部農地として利用しますということで〇〇さんが買われています。それを今になって非農地でという話が出てきております。これはもうかける前の問題もあるやもしれませんが、先ほど来から事務局からも説明のありました内容を含めてまだ議論をしたいと思っておりますので、いろいろありましたらお願いします。

○推進委員：もう一点、この件ではなくて、基本的なことを事務局の方にお聞きしたいんですけど、非農地証明をすると地目変更が恐らくなされて、そのメリットは何ですか。非農地証明を出すメリット。税金対策とあとすぐに転売して宅地化して売れるという、そういうことも考え……、いや、なんでされるんですかね。

○事務局：目的は今回何が分かりませんが、一応農地法の網がかかっていると、例えば家を建てるとか資材置場にしたいというときに、農地転用の許可を取らないといけない、申請をしないといけないというところがありますので、そういったところをしないでよくなる、非農地であれば地目変更もできるようになりますので、そういったところじゃないかなと思いますけど。

○推進委員：税金よりもそっちの開発行為のほうが優先されるという理解で……。

○事務局：農地改良するにしても届出も要らないし、そういったところもあるのかなと思います。

○推進委員：分かりました。ありがとうございました。

○議長：ですから、税金は現況課税でございますので、筑紫野市はですね。ですから、それぞれみんな農地としてかかっているはずですよ。ですから、下手すると雑種地にすると相当高くなるという可能性はございます。

今、先ほどからありましたように、2番は作付をずっとしてきて、別の方含めてしてきてある。現在も□□さんが植えられているということになるのかな。合っていますね。□□さんが作られているという。機械が入らなかったわけじゃない。ただひょっとしたら埋まったかもしれませんが、そういったことでございます。ですから、一つはやっぱり農地として買われていて、もうあとの部分は作らずにそのまま非農地証明をというお願いが来ているというので、ちょっと懸念される部分があるやもしれません。あるやもしれませんというか、あり得る。

○委員：今後もそういうふうに出てくるんじゃないですか、これで証明したら。

○議長：そうです、それがあります。

○委員：私はそう思いますよ。私が前非農地証明を出したときは木などがいっぱいあってもう復元できないからそういうふうに出したわけですけど、米などが植わっているから非農地証明なんて、これはあり得ないですよ。

○議長：ですから、事務局から説明のあった項目ですね、そこにほぼ合致しない部分ばかりみたいですよ。

ほかにございませんか。

○委員：これ、3番も野菜でしょう、これ。これ3番も野菜を植えてあるんでしょう、これ。

○副会長：ちゃんと手入れはして……。

○委員：手入れはなっていないけど。

○議長：ですから、まず農作物が作ってあるものは一切認められんというのは当たり前のことで、それは皆さんが言っていた。それから、荒れていても、草刈りしたりいろんな形で手を入れられていれば、農地に対する復元がすぐ可能という考え方になるかとは思いますが。

基本的に見て回るのは農業委員さん推進委員さん含めて見て回っておられますし、基本決めていくのはこの農業委員会でございますので、最終的には今日結論を出したい。出したいというか決を採ります。そういった中で、もしいよいよ難しい状況が何か残れば先送りもありますが、先送りしても次の委員会までには決めなくちゃなりません、どうするかを。ですから、できたらもう今日皆さんの御意向を含めた中で決めていきたいとは思っております。

もうよろしいですかね、御質問は大体は。どうぞ、いいですよ。

○推進委員：ちょっと聞きたいんですけど、これ、市街化区域になるんですかね。

○議長：調整区域です。

○推進委員：調整区域。じゃあ分かりました。

○議長：家は建てられます。

○推進委員：それなら分かります。

○議長：駐車場よりはできないことはないですね。ですが、入り口の問題、道路の問題は何かあるようですね。

○委員：市街化調整区域内の農地だったらもうすぐに業者が買いにきます。

○推進委員：いや、もうそれは分かっているけど。

○委員：調整区域だからですね。それで私は言っているんですよ。ちゃんと測量士とか司法書士に頼んで官民境界とか、境界石もないところがあるから、きちんと、問題に後々なるからちゃんと調べて買いなさいと。

○推進委員：ただ、市街化区域の非農地だったら家建てられるところはありますよね。非農地になれば家は建てられますよね。

○委員：うん、制限はないですね。

○推進委員：だからそこをちょっと確認したんです。市街化調整区域でもそれが非農地であれば家は建てられますので。

○議長：非農地であれば、そうですね。

○推進委員：その確認をしたかった。

○議長：それから、非農地も何の地目になるかは法務局が現場を見に来るそうなので、簡単にうちが認め、例えば雑種地でもここは認めないとか山林といっても認めないとかいうこともあり得るということですね。その場合は登記っていうのはないですね。

○推進委員：農地になっていても市が宅地課税しているところもありますからね。

○議長：ございますよね。

○推進委員：戦後そのまま農地のままずっとなっていて、非農地証明しても実際現況でかけるからですね、固定資産税。その関係があるからちょっと確認したかった。

○議長：それから、1番の部分で今車が写っている写真がございますよね。これ、今車が止まっている部分一部分は砂利が入っているところがございます。ですが、それ以外の面積のほうが広いというのが現状です。

もう決を採ってようございませうか。どうですか。ほかに御意見ございませんか。

○副会長：注意しておかなければならないのは、こういうケースを農業委員が受けた場合は、必ず推進委員さんと3人以上見て、ここに上げるかどうか、印鑑をつくかどうかですよ。だから、やっぱり入り口段階で駄目っていうのが鉄則ですよ。でないと、これは農業委員会をばかにしたような、稲を作っているのに非農地なんて言ったら、全部が非農地証明が出るという案件ですか

ら。完全にばかにされている状態ですから。そういうことも含めてね。一つこれは凡例で出れば、これで通したじゃないかというのが一番我々としては怖いし、なぜそれを通したんだという根拠づけも要るといことは十分に頭に入れておかなければならない。

○委員：これを通したら、またこれ稲刈りはするわけでしょう、多分。

○議長：そうですね。稲刈りするだろうと思います。

ほかに御質問、御意見ございませんか。

(なし)

○議長：意見等もあまりもう出ませんようですので、ただいまから採決を行ってようございませうかね。いいですか。大体お話はお分かりになられましたかね。はっきり言ってあんまり合致しない感じ、感じじゃない、合致しない部分が本日あるみたいですが。

(なし)

○議長：それでは、一つずつ行きましようかね。まず1番の項について、ただいまより採決を行いたいと思います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長：ありがとうございます。ないということで、この件につきましては却下いたします。

それでは、2番に行きます。

2番について、本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長：ゼロです。却下いたします。

3番、本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長：ありませんので、却下いたします。

4番。4番について、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長：ございませんので、この四つの案件につきましては却下いたします。ただし、引下げもあり得るのかな。もうかかったから。

○事務局：もうかけてますから。許可したわけでもないからですね。

○議長：却下という言い方でいいのかな。ちょっとそこは。今、却下と申しましたが、取りあえず通しませんという形で処理をさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。不許可で行きます。

それでは、非農地証明の件はこれで終わりたいと思います。あとは本人さんなりどう言ってこ

られるかいろいろありましようが、事務局なり、それから委員の我々のほうでさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、次の項に移ります。

20ページです。

続きまして、農政議案に移ります。

議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について議題といたします。

農政担当者よりの説明をお願いいいたします。

○農政担当者：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号7-09-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,167平方メートル。農振区分、農用地。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和7年11月11日。終了の時期、令和17年11月10日。期間、10年。備考、更新、中間管理機構。

以降につきましてはお読み取りいただきたいと思ひます。

合計につきましては、次のページ、21ページを御覧ください。

まず、件数につきましては、更新5件、新規7件、合計12件。筆数につきましては、更新14筆、新規12筆、合計26筆。面積の合計としましては、4万4,271平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件に対する御意見等のある方、お願いいいたします。

（なし）

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいいたします。

（賛成者挙手）

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

ただいまの件をもちまして、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第9回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。